

理由へ労働階級が資本家階級に對抗してはストライキ等當然の権利であるに拘らず、支配階級は暴圧を、その他は評議を以つて、物件を改悪するに對しては拘束、漸罰等の拒絶、一被罰者等が

これに對して閉切の停止を行ふ時、暴圧、平誘とは、同一事

と。階級を通じて罷業権を以て取らざればならぬ。

六帝國主義時代に於ける職權、同一産業内に於いて閉切條件を改悪すれ、若くは改善せんとする階級の勞り、同一産業に於ける労働者全部が起ちあつて閉切に非ずれば絶対の勝利を得出さず、例へば今回行われしつゝある鐘紡の如き閉切に對しては、始終全産業の労働者が起つて閉切を主張し勝利がある。此理由に於いて同一産業の總罷業又は全産業の總罷業の獲得を期す。

一労働階級全体が凡ゆる場合、凡ゆる場所を主張し実行する  
二無産階級全部の共同ストライキとすること  
三閉切を通じて閉切を取ること。

以上。

### 不当檢束・不当留置無罪者に對し

#### 國家賠償要求の件

提案 本 部  
說明 井上良二

主文 吾等は國家及びに基く不当檢束、不当留置、並に懲罪者に對し國家は當然の責任上賠償を支払ふ義務あるを認め之が要件となる。

#### 理由

國家及びを直接民衆の上にのしかける官憲の檢事は徒に之の職權を濫用して、吾等行動を妨害するのみならず、並に其不当檢束、不当留置をなし、又は全然懲罰の必要を求めずして留置し、刺戟の結果無罪とするもの數多し。斯に民衆は社会的制裁と精神の打撃の上に職を奪はれ、家族は生活に窮する。是れ一家全体に諸共に致命に類する。

#### 実行方針

1. 全民衆本部を通じて議會に提出せしめる採擧力をもつこと。
2. 賠償の具體的請求は党執行部に委任すること。
3. 他の社会主義の獲得と結び附する運動すること。